

江東区高齢者補聴器支給事業現物支給補聴器選定実施要領

1. 事業の趣旨・目的

江東区では、加齢性難聴の65歳以上の高齢者に対し、コミュニケーションの機会確保と介護予防の観点から、補聴器現物支給・購入費助成事業を行っている。令和7年4月より高齢者補聴器無料利用相談協力店から現物支給の補聴器を支給することとしたため、下記のとおり補聴器の選定を実施する。

記

2. 内容

江東区高齢者補聴器支給事業における現物支給補聴器の選定

3. 補聴器選定条件

- (1) 管理医療機器の認定を受けているデジタル補聴器であること。
- (2) 安定的に補聴器を供給できること。(参考：令和5年度支給数 439台)
- (3) 本体価格（片耳）が令和7年4月からの補聴器購入費助成額（72,450円）と同価格帯の補聴器であること。
- (4) 区が指定する高齢者補聴器無料利用相談協力店と販売契約を締結のうえ、各協力店へ補聴器を納品すること。
- (5) 受給者に責のない補聴器の瑕疵については、事業者責任のうえ、交換・修理等を行うこと。
- (6) 現在区役所で実施している補聴器無料利用相談と同等の相談を実施すること。
(参考：毎週金曜日午前10時～11時30分で事業者の認定補聴器技能者による無料利用相談を実施。区は場所提供のみ)

4. 選定期間

令和7年4月1日より令和10年3月31日まで3年間

5. 参加資格

次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に基づく事項に該当しないこと。
- (2) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。

(3) 都内または近県に本店・支店・営業所のいずれかが所在していること。

6. 選定スケジュール

(1) 実施要領の公表開始

令和7年2月17日(月) 区ホームページに掲載

(2) 応募書及び提案資料提出締切

応募書様式については別紙1のとおり

提案資料については A4 縦・横書両面使用 4 ページまで・左端ホチキス
2 か所止めとする。

締切：令和7年3月3日(月) 午後5時(郵送または持参)

(提出物) ①応募書1部

②提案資料7部

※郵送：締切日必着

持参：月～金午前8時30分から午後5時まで(祝日を除く)

(郵送先)：〒135-8383 江東区東陽4-11-28

江東区介護保険課在宅支援係

封筒宛名横に「補聴器応募」と赤字記載

(3) 選定委員会

令和7年3月12日(水) 午後

プレゼンテーション方式(応募事業者にはメールにて詳細を通知)

※当日はデモ機を7台持参し、補聴器の特徴・電源タイプ等、7. 評価方法(1) 選定基準に従って説明を行うこと。デモ機については、
プレゼンテーション終了時に返却する。

(4) 選定結果通知

令和7年3月中旬から3月下旬

全応募事業者あて通知を行い、区ホームページにおいても公表する。

7. 評価方法

(1) 選定基準

別紙2 選定基準のとおり

ただし、選定委員会の審査によっては複数の補聴器を選定することがある。また、区役所で実施する無料利用相談の実施内容については、
区と協議の上決定する。

(2) 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した条件に違反した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

- エ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8. 販売契約

選定された事業者は、速やかに区が指定する高齢者補聴器無料利用相談協力店と選定機種についての販売契約を締結し、その旨を区に報告すること。

9. 留意事項

- (1) 応募書提出後辞退する場合は、区に連絡のうえ参加辞退届（任意様式）を速やかに提出すること。
- (2) 提案機種は1事業者につき1機種とする。
- (3) 郵送事故や電子メール等の通信事故には、区はいかなる責任も負わない。
- (4) 提出された書類は、江東区情報公開条例に基づく開示請求があった場合は対象公文書として原則開示する。（ただし、区が同条例に規定する非開示情報に該当すると判断したものを除く）
- (5) 本募集に基づく手続きに係る一切の経費は、事業者の負担とする。
- (6) 提出書類等に虚偽の記載又は重大な誤りがあることが判明した場合には、選定後であっても、その決定を取り消す場合がある。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (8) 区が行う高齢者補聴器支給事業は、令和7年第1回区議会定例会における令和7年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となる可能性がある。

10. 担当

江東区福祉部介護保険課在宅支援係（区役所 3階 4番窓口）黒井
電 話：03-3647-4319（直通）メール：2302020@city.koto.lg.jp
郵送先：〒135-8383 江東区東陽 4-11-28